

平成21年9月

カラーコンタクトレンズを使用されている皆様へ

重要なお知らせ

(薬事法上の販売の許可を持った販売店でなければ、
カラーコンタクトレンズの購入ができなくなります)

- 平成21年11月4日より、おしゃれ用のカラーコンタクトレンズ（度数なし）が、視力補正用のコンタクトレンズ（度付き）と同様に、薬事法上の「医療機器」として、規制の対象となります。
- これに伴いまして、11月4日以後、カラーコンタクトレンズは、薬事法上の医療機器販売業の許可を取得している販売店でないと、購入できなくなります。
- また、許可を取得している販売店であっても、平成22年2月4日以降、その製品については、一定の安全性を確認したものでないと、販売することができなくなります。
- カラーコンタクトレンズは、視力補正用のコンタクトレンズと同様に、誤った使い方をすると、眼障害（健康被害）の原因となる場合がありますので、正しくお使いください。さらなる詳細については、厚生労働省の以下の照会先にお問い合わせください。

(照会先)

厚生労働省医薬食品局

審査管理課医療機器審査管理室

TEL： 厚生労働省代表 03-5253-1111

(内線 2788、4216、2786、2912)